

「10分ランチフィットネス®インストラクター養成コース」受講規約

受講者は、本規約に同意したうえで本講座の受講の申し込みを行うものとします。

第1条（提供サービス）

1. 本講座は、一般社団法人 10分ランチフィットネス協会（以下「10mlf」）が主催します。
2. 本講座は受講者に対し、グループフィットネス指導の技術とプログラムを教授するものとします。
3. 10mlfは、オンラインで本講座を実施することができます（以下「オンライン指導」といいます。）。オンライン指導は、10mlf指定のWEB会議用アプリケーションを使用して実施することとし、オンライン指導に必要なパソコン等の端末、インターネット環境、アプリケーション、ウェブカメラ等については、受講者がその費用で準備するものとします。

第2条（受講の申込み）

本講座の受講申込みは、10mlfが定める所定の方法に従って行うものとします。

第3条（受講契約の成立）

申込み後、受講料の決済が完了した時点で受講契約が成立するものとします。

第4条（講座開講日以降の解約）

講座開講日以降の受講者からの解約は認められませんので、解約の申し出をされても受講料の返金は一切致しません。

第5条（受講料の返金）

受講者の都合による欠席については、受講料の返金は一切致しません。

第6条（講座修了などの要件）

1. 講座全カリキュラムを履修の上、所定の要件を満たした方のみ受講修了となり、修了証を交付します。
2. 修了証の交付をもって、認定からだほぐしインストラクター資格登録の申し込みができます。

第7条（知的所有権の帰属）

1. 本講座で提供する、テキスト、教材その他一切の著作物等の知的財産は10mlfに帰属します。
2. 受講者は、主催者に無断で、使用、複製、転写、頒布、転売、貸与することは一切できません。

第8条（遵守事項及び確認事項）

受講者は、本講座を受講するにあたり次の各号に掲げる事項を遵守し、不適當であると主催者が判断した場合は、受講をお断りします。

1. 受講者は、講座内容を自己の学習の目的にのみ使用するものとし、受講者個人の私的利用の範囲内で使用すること。
2. 講座内における写真撮影、録音、録画を行わないこと。
3. 講座の進行の妨害、他の受講生の迷惑になるような行為を行わないこと。
4. 売り込み・勧誘など、自己の宣伝及び営利目的の行為を行わないこと。
5. 主催者の品位を著しく傷つける行為を行わないこと。

第9条（個人情報利用について）

受講者より提供された個人情報は、本講座の案内、連絡の他、講座受講後に主催者からの講座、商品等の案内、メールマガジンの送付に使用します。

第10条（秘密保持）

受講者は、本講座を受講するにあたり、10m1fによって開示された固有の技術上、営業上その他事業の情報並びに他の受講者より開示されたそのプライバシーに関わる情報を秘密として扱うものとし、これらの情報を使用し、又は第三者に開示することを禁じます。

第11条（地位の譲渡）

本講座の受講者の地位を第三者に譲渡することを禁じます。

第12条（損害賠償）

受講者が本講座に起因または、関連して、10m1fに対して損害を与えた場合、受講者は、一切の損害を補填・弁済するものとします。

第13条（免責事項）

本講座の遅滞、変更、中断、中止、情報等の流失又は消失その他本講座に関連して発生した受講者又は第三者の損害について、10m1fは一切の責任を負わないものとします

第14条（準拠法及び管轄）

本講座により生じる権利義務に関する紛争については、日本法を準拠法とし、訴訟については、福岡地方裁判所（本庁）を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第15条（協議事項）

本規約の解釈について疑義が生じた場合又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとします。

第16条（受講終了時の効力）

本規約に基づく受講契約が終了した場合（受講契約の期間満了、期間途中の解除又はキャンセル等受講契約の終了事由を問いません）であっても、本規約第7条（知的所有権の帰属）、第10条（秘密保持）、第11条（地位の譲渡）、第12条（損害賠償）、第13条（免責事項）、第14条（準拠法及び管轄）及び本条の規定については、依然として効力を有するものとします。

付則：本規約は2021年6月1日より実施するものとする。